

## 佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：グラウンド（運動場）

施設名	時間	区分			
		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	
		アマチュアスポーツに使用	アマチュアスポーツ以外に使用	アマチュアスポーツに使用	アマチュアスポーツ以外に使用
臼田総合運動公園多目的広場 切原グラウンド 浅科総合グラウンド 望月総合グラウンド	午前 6 時から午前 8 時まで	410円	1,250円		
	午前 8 時から正午まで	830円	2,510円		
	正午から午後 5 時まで	1,040円	3,140円		
	午後 5 時から午後 7 時まで	410円	1,250円		
	全日（午前 8 時から午後 5 時）	1,670円	5,020円		

旧臼田小グラウンド	午前 6 時から午前 8 時まで	410円	1,250円		
	午前 8 時から正午まで	830円	2,510円		
	正午から午後 5 時まで	1,040円	3,140円		
	午後 5 時から午後 7 時まで	410円	1,250円		
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	520円	1,570円		
	全日（午前 8 時から午後 5 時）	1,670円	5,020円		

田口グラウンド 浅科御牧原台地グラウンド	午前 6 時から午前 8 時まで	200円	620円		
	午前 8 時から正午まで	410円	1,250円		
	正午から午後 5 時まで	520円	1,570円		
	午後 5 時から午後 7 時まで	200円	620円		
	全日（午前 8 時から午後 5 時）	830円	2,510円		

放送器具	望月総合グラウンドのみ	1回：1,040円
------	-------------	-----------

- (備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの（以下「市外使用者」という。）の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の 3 倍（市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあつては、2 倍）に相当する額とする。
- 2 「宿泊」とは、午後 3 時から翌日の午前 10 時までの使用をいう。
- 3 時間で定める使用料について、使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。